

## 裁判員経験者の意見交換会議事録（平成29年10月18日開催分）

**司会者：** それでは、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、皆様、お忙しい中、お越しくださいますて、本当にありがとうございます。裁判員として、職務に従事していただいただけではなくて、こういう機会にも参加していただき、心から感謝しております。

この会は、裁判員を経験された皆様に、御経験をお話ししていただくことで、あるいはお話ししていただいたことを、公にすることによって、一般の方が安心して、裁判員裁判ができるようにするということと、皆様の御意見を、我々法曹三者が今後の裁判の運用に役立てていくというものです。ですので、皆様は御遠慮なく、厳し目の御意見であっても、積極的におっしゃっていただければ、大変ありがたいです。

まず、最初に私の自己紹介を簡単にさせていただきます。私は、渡部市郎と申しまして、大阪地裁堺支部刑事部で裁判長を務めております。今までに20件ぐらい、裁判長として、裁判員裁判に携わってきました。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、法曹関係者からも、自己紹介をいただきたいと思います。

**川上検察官：** 検察官の川上と申します。大阪地方検察庁堺支部で裁判員裁判などの裁判を担当しております。堺支部には、今年の4月に赴任してまいりました。本日は、裁判員経験者の方々の御意見を拝聴できる貴重な機会と考えておりますので、忌憚のない意見をいただき、今後の活動に生かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**安田弁護士：** 弁護士の安田と申します。大阪弁護士会に所属しております。弁護士の仕事は、民事と刑事に大きく分けられるんですけど、私は両方ともさせていただいております。

裁判員の方の意見を聞く機会というのは余りないので、本日は直接、生の声をお聞きできるということで、非常に楽しみにしています。よろしくお願いいたします。

ます。

**司会者**：では、最初に、皆様が参加された裁判の一般的な感想などを、順番にお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者 1**：裁判員裁判に参加させていただく前は、不安の方が強かったです。どんな事件なのかとか、殺人とかすごい重い事件でショックな映像を見ないといけないのではないとか、そういう不安の方が大きかったんですけども、実際に参加させていただいて、意見交換や議論を通して、いろんな方の意見に触れ、実際、裁判を身近に感じることもできましたし、こういう流れで裁判が行われるんだということを知ることができて、すごくいい機会だったなと感じております。

**裁判員経験者 2**：1番さんと同じで、貴重な体験をさせていただいて、大変よかったというのが、正直な感想です。来させてもらう前は本当に不安で、周りにもどうしようと言っていたんですけど、貴重なこと、ちょっと経験できないことだから、参加してみてもどうかという家族の声もあり、参加させてもらいました。参加してよかったと思っています。

**司会者**：参加してよかったという声がお聞きできて、安心いたしました。問題点などもありましたら、遠慮なく、教えていただければと思っています。

**裁判員経験者 3**：やってよかったと思っています。裁判が終わって結構経つんですけど、後になって、もっとこうしたらよかったかな、ああしたらよかったかなと、いろいろ考えさせられるところはあります。

**裁判員経験者 4**：私も裁判員を経験させていただいて、自分自身としては、よかったと思っています。裁判のことや裁判所のことなど、普段分からなかったことが体験できたというか、自分が実際に携わったということで、裁判についても、関心を持つようになりました。機会があれば、裁判員をやってきたということを周りにも言っていて、実際、仕事を休まなければいけないとか、苦勞もありましたけど、総合して考えると、プラスだったと思っています。

**裁判員経験者 5**：私も、大変貴重な経験をさせていただいたと思います。法律の

知識もなく、裁判についても全く分かっていなかったもので、一体どうやって、刑を決めているのかなというのが素朴な疑問でした。参加してみると、法律についても詳しく説明していただけるし、刑の決め方についても説明があったので、大変分かりやすい内容だったと思います。

**司会者：**ありがとうございます。皆様から一言ずつ御感想をいただきました。

今回は2つのテーマを予定しております。1つは、量刑に関する審理及び評議の在り方について、もう一つは、裁判員裁判に一般の国民の皆様がより参加しやすくなるための方策についてです。

まず、後の方に言いました、裁判員裁判に一般の国民の皆様がより参加しやすくなるための方策について、話をしていこうかなと思います。

先ほど、4番さんから、裁判員を担当されたことについて、周りの方にもお話されたというお話をいただきましたけれども、周りの方はどのような反応だったのでしょうか。参加に対して、積極的なのか、それとも尻込みするような感じだったのか。どんなところに障害を感じておられるのかとか、この辺りについてお伺いできればと思います。

**裁判員経験者4：**まず、「そういう確率で、よく当たったな」という感想がありました。自分が当たったときに参加できるのかどうかというところまでは、なかなか聞いていないんですけど、裁判員に対する興味は皆さんあるようでした。

**司会者：**他の皆様は、いかがでしょうか。私は、裁判員になられた方に、この御経験を是非、いろんな方にお話ししてくださいねと言っているのですが、他の人に経験談をお話しされたかどうかや、お話しされたときに、相手の方がどのような反応をされたかについて、お聞きできればと考えております。

では、3番さん、お願いいたします。

**裁判員経験者3：**私も裁判が終わってから、友達にこんな経験をしたという話もしました。仕事をしている友達には、日程的なものがあって無理やなど言っている人もいました。いい経験になるよという話もしたんですけど、裁判によっては、長い期間がかかるときもありますんで、やっぱり、仕事をしている人に

としては、興味はあっても、実際に仕事を休んではなかなか行けないという感じでした。

私は、この裁判员裁判という制度は、参加できる人が限られてきているような感じがしてたまらないんです。行けない人は行けない人でかたまってしまっていて、行ける人とその中間の人というか、行ける人の中で何とかやりくりしているような感じがしています。行けない人はこういう機会に出てくることもないので意見も聞けないし、残念だなと思います。特別休暇をもらえとか、何か特別なルールを考えないと、仕事がある人は休めない状況になっていると思います。

**司会者：**今、おっしゃられたお話は、大変重要なことで、裁判员裁判で、国民の皆様のご感覚を裁判に取り入れるには、いろんな分野の方、いろんなお立場の方、年齢の方、性別の方、様々な方々に参加していただくということが大事なので、それが果たして現状どうなっているのだろうかという御意見ですね。

お仕事がある方にも参加していただきやすい制度にするということが、大変重要であると考えておりますが、お仕事を持たれている方からすると、仕事の都合もあって参加しにくいと感じておられる方が多いのではないかとことです。

**裁判员経験者 3：**はい。実際に仕事をしていたら、来られない状況はあるだろうなと思います。月初めや月末は到底無理だなというふうに思いましたし、休めるタイミングというものもあるんで、その辺りも考えて日程を決めてもらえると、参加する人が増えるかもしれないと思いますけれども、難しいですね。

**司会者：**ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。御自身の体験談を他の方に話されたという方がいらっしゃれば、その話を聞かれた方が、どのような感想を持たれたかという辺りをお聞きしたいと思います。

では、1番さん、お願いいたします。

**裁判员経験者 1：**私は、今回、日程も少なく、職場の理解もあって、休ませてい

ただいたんですけど、そういうこともあって、職場の方、周りの方には、報告をさせていただきました。私の周りの方は、「すごいな」というような感想の方が多かったです。実際、自分も参加したいというまでの意見はなかったんですけれども、恐らく、職場が休めるような環境であれば、参加されるのではないかなという印象は受けました。ただ、私も、例えば1週間以上であるとか、長期間にわたって裁判員裁判が行われる場合は、休みにくいかなと思いますので、今回、短かったから、たまたま休みの都合をつけられて参加できたのかなと思っています。

**司会者：**1番さんが参加された裁判では、裁判所に、トータルで何日お越しにいただいたのでしょうか。

**裁判員経験者1：**選任手続の日も含めて4日ぐらいだったと思います。

**司会者：**その倍ぐらい裁判所にお越しいただく必要がある裁判だったら、1番さんは参加できましたか。

**裁判員経験者1：**私は、自分で自分の仕事の都合をつけるような仕事なので、調整ができるかどうかによると思います。月によって仕事量も変わってきますし、忙しい時期もありますんで、都合がつけば参加させていただきたいと思えますし、都合がつけられない場合は、参加は難しいかなと思います。

**司会者：**同じ点について、他の方にもお伺いしたいと思います。

では、2番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**私も、仕事の都合がつきやすい日程だったので、参加できました。それから、家族の理解と、職場の理解がありましたので、参加しやすかったです。ただ、さっき言っておられたように、月初めや月末であったり、そういう時期にかかると、参加できたかどうかは分かりません。

**司会者：**2番さんは、御自身の体験談を他の方に話されたりしましたか。

**裁判員経験者2：**はい。私の周りでは、「参加したい」という人が多かったのですが、皆さん、「貴重な体験ができていいね、代わってほしいわ」というような感じの方が多かったです。不安なことは誰も言わなかったもので、自分も参加しやすか

ったです。

**司会者**：裁判員を経験された方が、他の方に体験談をお話されるということは、とても重要で、皆様、非常にいい経験だったというふうにおっしゃっていただいている、かつ、周りの方にそのお話をしていただいたというのは、この制度をよりよくするために、大変ありがたく考えております。

5番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者5**：私も、裁判員を経験させていただいた話はしています。私は仕事の都合もあって、朝、会社に行って、また裁判所に行って、裁判員が終わってから、また会社に戻って夜、残業をしてという感じで、何とか参加できたんですけれども、やっぱり仕事とか職種によっては、参加しにくいだろうなと思います。そのこともあって、社内で話した感じでは、よく時間の都合がついたねとか、そういった感じでしたね。もちろん、都合がつかずなら自分も参加したいと話す方が多かったです。

**司会者**：裁判員裁判に参加されるだけではなく、その朝に職場に行って、終わってからまた夜、職場に行ってということで、本当にお疲れになったのではないかと思うのですが、体力的にはどうでしたか。

**裁判員経験者5**：休憩も適時にいただきましたし、体力的には大丈夫だったと思います。ただ、休憩の合間に携帯が鳴ったりしたときは仕事が気になったので、できるなら集中してやりたい感じがしました。裁判自体が始めるのにも時間がかかるし、間にもいろいろ時間をとっているの、その辺りをもっとスピーディーにできたら、拘束時間が減るので、参加しやすくなるのではないかなと思います。

**司会者**：5番さんが参加された裁判は、裁判所に、トータルで何日ぐらいお越しいただいたのでしょうか。

**裁判員経験者5**：四、五日だったと思います。

**司会者**：その中に、もう少し、時間的に効率よく進められるところがあったのではないかと、そこが効率的に進められれば、より短い期間で審理ができて、一般

の人にも参加しやすい裁判になるのではないかという御意見ですね。

**裁判員経験者 5**：そうですね。私たち一般の会社員というのは、時間に追われているので、どうしても急がされてしまうというのがあるんですけど、一工夫して、参加しやすい拘束時間にならないかなと思いました。

**司会者**：どの辺りの時間に無駄が多いと感じられたのか、具体的にお聞きできればありがたいです。

**裁判員経験者 5**：例えば、弁護人の説明でも、実際にそれが有効かどうか分からない話でも、すごく長い説明があったりして、こちらも聞くしかないんですけど、その辺りを考えていただければと思います。

**司会者**：余り有効とは感じられないようなお話があったということですかね。

働く者にとって、職場の理解を得るということは不可欠かと思われるのですが、他の方はいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者 4**：私の職場では、裁判員制度ができたときに、特別休暇を作らなければいけないということになって、私はそのころ人事を担当していたので、裁判員になったときの特別休暇制度を作った側だったんです。自分で休暇制度を作って、自分が初めてその制度の適用になったのですが、そういったこともあって、自分自身は休暇制度を利用できることをよく知っていました。裁判員に当たれば、よほどのことがない限りは、断らずに行きたいという気持ちがあったので参加させてもらったんですけども、一般の人の話を聞くと、何か理由をつけたら断ることができるんじゃないかという感情を持っておられる人が多いと思うんです。参加するのが普通で、よほどのことがなければ断れないみたいなPRも必要じゃないかなと思います。

もう一つ、話は違いますが、選任手続の日をもう少し早目にしていたら、裁判が始まるまでに間がある方が、仕事の段取りができると思います。まさか当たることはないだろうと考えて来たんですが、当たるか当たらないか分からない状態で、なかなか数日間の仕事の段取りをするのは大変なので、選任手続の日と実際に裁判に携わる日の間に空きがあれば、その間で、仕

事の段取りがもっとできたんじゃないかなと思います。

**司会者**：選任手続期日と公判が始まる日が同じ日である場合と、別の日である場合とがありますけれども、皆様が御担当された裁判では、いかがだったでしょうか。

では、1番さん、お願いいたします。

**裁判員経験者1**：私は選任手続の日の翌日から裁判が始まったので、選任手続の日の後に、仕事の段取りをつけて裁判に出たという感じでした。

**司会者**：2番さんは、いかがでしたか。

**裁判員経験者2**：選任手続が終わってから段取りをした記憶があります。仕事の段取りはできました。

**司会者**：3番さんは、いかがでしたか。

**裁判員経験者3**：確か、選任手続の何日か後から始まったような記憶です。

**司会者**：5番さんは、いかがでしたか。

**裁判員経験者5**：私も選任手続の日の1日か2日後ぐらいに裁判が始まったと思います。できたら、その間がもっと長かったら、都合がつきやすいかなと思いました。

**司会者**：確かに、選任手続期日には、裁判員になるのかならないのかが分からない中で裁判の日程をお知らせしているので、裁判員に選ばれた場合に参加できるようにあらかじめ段取りをしておくのか、しておいても選ばれなかった場合、その後どうしようかという点は、よくお聞きするところです。

4番さんがおっしゃられたように、選任手続の日と公判が始まる日は別な方がありがたいという御意見はお聞きするのですが、選任手続を午前に行って、その日の午後から公判を始めると、トータルで裁判所にお越しいただく日数が短くなるということもあって、例えば、選任手続の日の午後ですぐ審理を始めて、トータル4日間で終わると、選任手続の日は選任だけで、半日で終わって、別の日に公判が始まって、トータル5日間お越しいただくのと、どちらがいいかという点は、皆様それぞれ事情が違うので御意見が分かれるとこ



ろではないかと思えます。他の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：選任手続の日とは別の日から裁判が始まった方がいいと思えます。間がある方が仕事の都合やスケジュールを調整しやすいと思えます。

**司会者**：1番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者 1**：拘束の日程にもよるかと思えます。短い期間でしたら、選任手続の日と裁判の日との間が半日ぐらい空いていたら調整はつくんですけど、例えばそれが1週間とか2週間とかかかるような裁判であれば、選任手続の日から、間を空けていただく方が、より都合はつけやすいと思えます。

**司会者**：3番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者 3**：選任手続の日と裁判が始まる日の間をちょっと空けてほしいなと思えます。選任手続の日は、選ばれなかった人にとってはものすごく無駄な時間を感じて、何かもっといい方法はないのかなと思いました。

**司会者**：5番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5**：別の方がいいですね。仕事の都合をつけるには、1週間ぐらい空けていただいた方が助かります。

**司会者**：ありがとうございます。本日お越しいただいた皆様の御意見は心にとどめておきたいと思えます。選任手続の日と公判の日の間を空けると、様々な面で調整がしやすいという御意見は、なるほどそのとおりではあるんですけども、迅速に裁判をするという要請もあり、それとの兼ね合いもごさいます。ただ、スケジュールを調整する余裕があった方がいいという皆様の御意見は非常に納得できました。

少し他の話に移らせていただきますと、皆様が参加された裁判では、公判審理の日は、朝は午前9時半ぐらいから来ていただいて、10時から法廷が始まって、午後5時ぐらいまで、審理や評議があったというスケジュールだったと思えます。朝から夕方まで、目いっぱいスケジュールだと思えますけれども、これをもう少し、そこまで密度を上げずに、例えば、午後2時ぐらいまでで終わるとか、午後3時ぐらいまでで終わるとかいうような形にして、そのか

わりに、もう少しトータルの日数が必要になるというスケジュール、例えば、一日中目いっぱい予定を詰めたら5日間で終わるような場合に、半日で終わる日を何日か設けることによって、トータル7日間ぐらいの日程になる、そのかわり、1日に審理する時間は短いというようなスケジュールの立て方もあります。

そういった2つのプランの場合、どちらの方が参加しやすいかという点についてお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者5**：私が勤めている職場でも特別休暇がとれるんですけど、選任手続から公判までの日が短か過ぎるので、スケジュールがすでに決まっているところは止めてしまうわけにいかず、会社に早出して、それで裁判所へ行って、終わってからまた帰って残業なんてことになってしまいました。裁判が早く終わる日があれば、会社に戻って仕事ができるというのもあるし、公判が始まるもっと前に選任手続がされていたら、お休みをもらって、短い期間の日程でじっくりやってしまうというのもいいとは思いますが。どちらも考えられますね。

**司会者**：4番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：自宅と裁判所と職場の位置関係といいますか、職場のある場所にもよると思います。1日みっちりやってもらって、期間が短い方がいいと思いますけど、近くに職場があって、自宅もあるんでしたら、ちょっと早目に終わって、仕事に戻れるというのもありかなと思います。

**司会者**：3番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者3**：時間を削って、評議とかいろんなことが短くなって、内容が乏しくなるのは嫌だし、やっぱり話はきっちりしないと気が済まないです。時間の都合というのは、早く終わった場合は終わったらいいと思いますけど、もっと話をしておいた方がよかったかなということもあるので、ただ時間を早くしたらいいという問題でもないと思います。やっぱり、時間をとって、真剣に決めなければいけないこともあると思うので。

**司会者**：じっくりと審理する、十分に評議で意見を出し合うということはずごく

大事なことですよね。そういったことは当然しっかりやるとして、例えば審理とか評議とかが、全部トータルで24時間かかるとします。この場合に、1日6時間を4日やるのいいか、それとも1日4時間を6日やるのいいかということだったら、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：私の場合は続けてだったんですけど、自分の意見がまとまらなかったんで、1日ぐらい間を空けてくれたらなと思ったことがありました。1日6時間がいいか、4時間がいいかは分からないですけど、ちょっと一服する時間といえますか、間を空けてほしかったなということがありました。

**司会者**：2番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者2**：やっぱり短い日数の方がいいと思います。

**司会者**：1番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者1**：私も2番さんと同じ意見で、短い期間でやってしまう方が集中もできますし、よりいい審理ができるかなというふうに感じました。あと、仕事をされている方が多いというのは、仕事をしている方の意見にはなるんですけども、これは立場が変わると、また意見も変わるかなと思っていて、午前9時半ぐらいから午後5時ぐらいだと、その後でいろいろできる時間もありましたし、ちょうどよかったかなと思っています。

**司会者**：ありがとうございます。

もう少し、その辺りをお伺いしますと、月火水木金と5日間裁判所に来て、1週間で終わるプランと、月水金と来て、翌週の月水と、同じ5日間ですけども、翌週にまたがるプランだと、どちらが参加しやすいかといった点はいかがでしょう。

**裁判員経験者5**：私は、2週にまたがっている方がいいかなと思いますね。

**司会者**：御自身が参加された裁判は、2週にまたがっていましたか。

**裁判員経験者5**：はい。

**司会者**：週をまたぐと、週明けに、前の週のことを忘れてしまっていることなどはありませんでしたか。

**裁判員経験者 5**：それは大丈夫でした。

**司会者**：4番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：仕事の段取りをつけるのであれば、月水金、月水と行く方がいいのかなと思いますけれど、一般の方からみれば、もし可能であれば、土日もやってもらったら参加しやすくなるかなと思います。

**司会者**：3番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 3**：私も、日程を詰めるよりは、ちょっと間を空けてもらった方がいいかと思います。あと、土日にしてもらえればという案には、私も大賛成です。

**司会者**：2番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：私も2週にわたってやってもらった方が助かりますね。私個人のことを言うと、月曜日は仕事を調整して、火水木金と裁判があって、そして次、また翌週も同じような日程の方が助かると思います。

**司会者**：1番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1**：裁判の日程にもよるかもしれませんが、曜日に関しては、職種によっても変わってくると思うんですけども、私の場合は、例えば土日が休みの場合は、週明けの月曜日が結構仕事がたまっているというか、一気にいろんな仕事が入ってきたりするので、月曜日と、あと金曜日は次の週の仕事や作業をしたりすることもあるので、火曜から木曜で、2週にわたってしてもらった方が、仕事の段取りがつけやすいかなと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

お仕事をされながら、裁判員をするということが、本当に大変だということをつくづく感じました。こういったスケジュールが、一般の方にとって、より参加しやすいのかについては、我々がこれからよく研究、検討していきたいと思っています。本日いただいた貴重な御意見は、今後の参考にさせていただきます。

そうしましたら、ここで一旦、休憩を挟みまして、再開後は、2つ目のテー

マである量刑に関する審理，評議の在り方の議論を深めていきたいと思えます。

(休憩)

**司会者：**それでは，再開いたします。

後半は，量刑に関する審理，評議の在り方について，皆様の御意見をお伺いしたいと思います。まず，皆様が参加された事件において，量刑判断に携われた御感想をお聞きしていきます。

では，1番さんからお願いいたします。

**裁判員経験者 1：**まず初めに感じたのは，量刑をどうやって決めるべきなんだということです。ただ，量刑を決めるための基準であるとか，他の同じような事件の量刑のグラフであるとか，いろんな資料を見せていただいたので，そこはすごく分かりやすかったと思います。その中で議論を深めながら，何度も何度も証拠を見ながら，繰り返し議論して決めていきましたので，最終的には，難しいながらも納得のいく形になったと思います。

**司会者：**2番さんは，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2：**難しかったとは思いますが，裁判官の方の説明もありましたし，量刑のグラフなどの資料もたくさん見せていただいたので，悩みはしましたが，結構，スムーズにいったと思います。

**司会者：**では，3番さん，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 3：**私も一緒です。

**司会者：**4番さんは，いかがですか。

**裁判員経験者 4：**私も最初のうちは，基準をどこにおけばいいのかなというのが，まず分からなかったんで，これは大変やなと思ってたんですけど，判例とかを用いて，大体これぐらいの範囲内なのかなというのも分かりやすく説明していただいたんで，私個人としては，すっきりと終わったような感覚を持

っています。他の方も言われていたと思うんですけど、説明を受ければ、よく分かったなというふうな感覚です。

**司会者**：5番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者5**：私も量刑についてしっかり教えていただいたんで、納得できました。ただ、被告人が、決められた刑を何年間か受けても、被害者の方は、その年数の間に癒やされるのかなということは、ちょっと思いました。

**司会者**：ありがとうございます。今お話を聞く限り、皆様大体、裁判官の説明は分かりやすかったという御感想をお持ちなのかなと思っているのですが、評議の中で、自分や自分以外の裁判員、あるいは補充裁判員の方が、十分に意見を出し合えたかどうか、活発に意見が出ていたかどうかといった点については、いかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：意見は活発に出ていたと思います。お互いの意見を否定することなく、その上で自分の意見を言うという形で、いい議論ができたかなと思っています。量刑に関しては、やっぱりみんな、自分の意見がありますんで、いろんな議論があって、それぞれ思ったところを言って、裁判官の方が間に入りながら、活発に議論できたかなと思っています。

**司会者**：2番さんは、いかがでしょうか

**裁判員経験者2**：皆さん、活発に意見を述べておられたと思います。反対の意見が出たとしても、皆さん受け入れて、分からないことなども、裁判官の方が、すごく丁寧に説明してくれたので、質問もしやすかったです。

**司会者**：3番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：一生懸命話をしたけれども、私は、しんどかったな、意見を言うのが大変だったなという感じがしました。

**司会者**：4番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：ちょっと意見が言いにくそうな人もいたとは思いますが、活発に意見は出たんじゃないかなと思っています。期間が長かったというせいもあるんでしょうけど、最後の方はみんなが打ち解けて、休憩時間とかも、和気

あいあいといろんな話ことができました。そういったことも影響してか、量刑の話になっても、お互いに話もきっちり聞けて、的確な判断ができたと思っています。

**司会者**：5番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者5**：私も、十分、話合いができたと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

量刑についての評議，話合いをする前に，公判審理の中で，検察官や弁護人がさまざまな主張をし，あるいは証拠を提出する，あるいは尋問するということがあります。そういった活動について，どのような御感想を持たれたのか，この点，印象に残っていることありましたら，御意見，御感想をお伺いしたいと思います。

1番さんから，お願いいたします。

**裁判員経験者1**：裁判員になるまで，テレビとかで見ていた印象としては，検察官は刑を重目に求刑して，弁護人は刑を軽目にしようと弁護するみたいな印象を持っていました。実際，検察官は，多少，刑を重目に捉えたがるのかなという印象は受けたんですけども，むやみに重くしようとしているんじゃないくて，判断材料から，妥当なところで言うておられるということをすごく感じましたし，弁護人に関しましては，やっぱり弁護するという立場で，判断材料をもとに，なるべく被告人の刑が軽くなるようにという観点で見ておられるという感想を持ちました。

**司会者**：2番さんは，いかがでしょうか

**裁判員経験者2**：質問の内容とは少し逸れるんですけど，弁護人の方の説明で，本をそのまま読み上げるという場面があったんです。医療の本だったと思うんですけど，医療用語が多く出てきて，それを大分長い間読まれて，大変分かりづらかった記憶があります。医学的な内容で，本を丸読みされたんです。

**司会者**：それは何分ぐらいだったか，御記憶はございますか。

**裁判員経験者2**：結構長くて，本当に分かりづらかったです。病名の説明だった

と思うんですけど、分かりにくい弁護だったなという記憶があります。10分はかかっていなかったと思うんですけど。

**司会者**：内容が分からないと、長く感じますよね。

**裁判員経験者2**：そうですね、難しかったです。早口ではなかったんですけど、医療用語が分かりにくかったです。

**司会者**：5番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者5**：被告人の精神的な疾患を説明するのに、弁護人がいろいろな医学書のようなものを例に挙げられて、そういう症状なので、こういった犯罪を犯す心理状態だったという説明があって、医学用語が多過ぎて、聞いていても、ほぼ意味が分からない状態ということがありました。その後、担当医の方が出てきて話すシーンもあったので、両方必要だったのかなと思いました。

**司会者**：弁護人が、それを通じて何を訴えようとしていたのかということは、伝わりましたか。

**裁判員経験者5**：被告人の精神的な疾患について説明をしたかったんだと思います。

**司会者**：弁護人の説明する医学的な事柄が、この事件とどう関係するのかということは、理解できましたか。納得いくような説明だったのでしょうか。

**裁判員経験者5**：私としては、納得できない内容でした。

**裁判員経験者2**：少し思い出しました。弁護になっていないと言ったらおかしいんですけど、弁護されているのか、それとも否定されているのか、ちょっと分からないような弁護だったと記憶しています。

**司会者**：被告人にとって、有利なのかという点について、疑問に感じられたということですね。弁護側にとって、厳しい意見が出てきていますけれども、弁護人から御質問や、裁判員経験者の方に聞いてみたいということがありましたら、お願いいたします。

**安田弁護士**：今おっしゃったことなんですけれども、医学用語が難しかったという点と、あともう一つ、中身の話がどう影響するか分からなかったという2つ



の部分があったと思います。特にその両方の部分が、引っかかられたということですかね。医学用語の部分に関しては、技術的なものなので、説明を別途するなり、何らかの形で対処することが可能なのかなという部分はあるんですけど、精神的な疾患を立証することが、量刑に全く影響しないということであれば、そもそもそれを法廷でやりとりする意味がないのかなと思うんです。弁護人として、もうちょっとその辺りについて、きちんと説明しないといけないでしょうね。

**司会者：**おそらく、弁護人には、被告人にとって有利だという理屈があったと思うんですけども、それが十分に裁判をする側には伝わらなかったということですかね。伝わるような工夫が、必要だったということでしょうか。

**安田弁護士：**医者も証言をされていたようですが、専ら、医学的なことだけをおっしゃられたのか、それとも、犯罪に至るのに無理はないみたいな話をされたのかというのは、御記憶がありますか。

**裁判員経験者 5：**犯罪を犯すような心理状態にならざるを得なかったみたいな説明だったと思います。ただ、弁護人の話す内容と合わない証拠がたくさん出てきて、よく分からなくなったかなという感じです。

**安田弁護士：**他の証拠で、簡単に排斥されてしまうような主張だったというところも1つ問題があったということですね。分かりました。

**司会者：**3番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者 3：**一番感じたことは、検察官はすごく迫力があるな、この人にかかったら、大変やなというふうに感じました。逆に、弁護人は、ちょっと声も小さいし、聞きづらいし、ちょっとかわいそうやなという第一印象でした。あと、検察官の話は分かりやすかったんですけど、逆に、弁護人の話は、どこに重点を置いて話をされているのかが、ちょっと読み取りにくいところがありました。

**司会者：**4番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者 4：**私の携わった事件では、被告人の弁護人が2人だったんですけど

れども、2人とも結構個性の強い方で、1人の方は、いかにも自分は自信があるよみたいな感じで、刑を軽くしてあげようみたいな雰囲気、すごく印象に残っていて、逆にそのまま聞いていいのかなと思いつつ聞いていました。もう1人の方は、ちょっと頼りなさそうな感じで、本当に大丈夫なのかなという印象で、裁判員をしてみて、人によって、印象も結構変わってくるのが裁判というものなのかなと感じました。あと、検察官は、担当している人にもよるのかもしれないですけども、結構雑というか、荒いような感じの主張をしていたように感じて、きっちり聞いて調べているのかなと感じました。私たちが法廷で聞いていた分でも、ちょっと違うようなところもあったので、ちょっと雑にやっているような感覚がありました。

**司会者：**雑と感じられたのは、どの辺りでしょうか。

**裁判員経験者4：**細かいところまでは覚えてないんですけど、尋問の仕方とか、証拠の出し方とか、被告人が言っていることと違うようなことを言われていたように思ったんです。弁護人は、緻密に調べきっているような感じを受けたんですけど、検察官は、何かちょっと雑な仕事をしているような印象を受けました。

**司会者：**現実には、説得力のある主張かどうかは別として、弁護人の方が、よく証拠の内容が頭に入っていて、熱意を持って、しっかり取り組んでいるという印象があったということですね。

5番さんは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者5：**弁護人の言い分は、実際の証拠と余り合っていなかったなと感じました。検察官は、証拠を押さえて、淡々とそれを進めていく感じでした。

**川上検察官：**感想になるんですが、実際、裁判員の人から、ずさんであるという印象を持たれたということは間違いなことです。そのような活動をしてしまったということは、まさに反省すべき点だと思いますし、そのような印象を持たれないように、きちんと証拠を把握しているんだということを、理解していただけるような活動をしなくてはいけないと思っています。

**司会者**：裁判員の皆様と議論していると、非常に鋭く見ておられるなど感じることも多く、当事者の準備が不十分だったりするようところは鋭く指摘されますね。

**安田弁護士**：弁護人の質の部分に関しては、個々の弁護士の力量とか経験とかによって、大きく変わってくるのかなとも思うんですけど、弁護士会としても、こういう場でいただいた御意見をお伝えしたりですとか、経験を共有したりですとか、あるいは技術的な部分に関しても、研修をやったりという形で取り組んでいるところです。本日伺った御意見を踏まえて、研修の在り方等にも反映させたいと思います。

**司会者**：判断をする上で難しさを感じた部分については、どなたにもあるかと思えますので、その辺りについてもお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。  
4番さん、お願いいたします。

**裁判員経験者4**：いろんな証人が来られますよね。証人に来るぐらいなんで、被告人の側であれば、被告人の刑を軽くしたい、被害にあった方の側であれば、被告人の刑を重くしたいという気持ちで来られているのは分かるんですけども、そこに余り感情が入ってしまうと、どうしても量刑に影響してくるんじゃないかなというのを感じて、真剣には聞いていますけれども、余り感情が入らないようにしないといけないのかなと思いつつ聞いておりました。

**司会者**：他の方は、いかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：検察官と弁護人が言われた内容から、純粹に判断するというのが、実際ちょっと難しかったなというのは感じました。どうしても自分の感情とか、思いとかが入ってしまいがちになるので、どう冷静に判断するのか、客観的に資料から判断するのかというのが、最終的に難しかったかなと感じました。

**裁判員経験者5**：被告人の御家族がずっと泣かれていて、それを見てしまうと、少し感情移入しそうになったんですけども、そこは、最終的に、証拠から判断することができたと思います。

**司会者**：裁判官の立場から、何か御質問や御意見はございますか。

**松本裁判官**：裁判官の方でお手伝いさせていただくようなところとして、よかったこととか、もう少し、こうしてほしいかといった点があればお聞きしたいと思います。

**司会者**：1番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者1**：私が担当させていただいた裁判自体、判断が難しいと感じることが少なかったというのがあって、実際、証拠もはっきりしているし、被告人も認めているしというのがあって、本当に量刑だけの様な感じだったんです。最終的に量刑を決めるのは難しかったですけど、そこに関しても、裁判官の方から、いろいろアドバイスをいただいたり、しっかり、いろいろと教えていただいたので、よかったかなと思っています。

**裁判員経験者4**：私も、3人の裁判官と、補充の方も含めた裁判員みんなで議論してきて、適時のアドバイスもいただいて、和気あいあいとした雰囲気、いい裁判ができたんじゃないかなと思っています。

ただ、6人の裁判員と3名の裁判官の方の意見の重みと言いますか、素人の裁判員と裁判官との得票の重みについて、今のルールで行けば一緒ということなんですけれど、一緒でいいのかなという思いはあります。

**司会者**：ありがとうございます。裁判官は、初めて裁判に参加される裁判員の皆様に、しっかりと分かりやすく説明させていただいて、いざ議論、意見ということになると、理想は対等ということなので、裁判長だからとか、裁判官だからとか、あるいは一般の市民だからということで、上下や重みの違いがあるわけではなくて、そこは対等に議論するために必要な情報を分かりやすく説明するということが大事だと思っています。

本日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。今回お伺いした御意見は、これからの参考にさせていただきたいと思います。

本日は、本当に、どうもありがとうございました。

以上